

兵庫県公報

平成27年9月1日 火曜日 第2727号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成27年度後期技能検定の実施（能力開発課）	1
○平成27年度砂利採取業務主任者試験の実施（工業振興課）	6
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	7
○保安林の指定予定（豊かな森づくり課）	8
○平成27年度第3・四半期における保安林の皆伐限度面積（同）	9
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水大気課）	10
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	12
○同上（同）	12
○公共測量が終了した旨の通知（同）	12
○重要調整池に係る検査の結果（西播磨県民局）	12
公 告	
○大規模小売店舗の新設に関する届出（都市計画課）	13
選挙管理委員会告示	
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	14

告 示

兵庫県告示第735号

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項の規定により、平成27年度後期技能検定を次のとおり実施する。

平成27年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日程及び実施職種

(1) 学科試験

別表のとおり行う。

(2) 実技試験

別表の検定職種について、平成27年12月2日（水）から平成28年2月14日（日）までの間において、兵庫県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が別途指定する日に行う。

2 試験場所

協会から受検者に対して別途通知する。

3 受検資格

職業能力開発促進法第45条に規定する者であること。

4 受検手続

(1) 提出書類

ア 受検申請書

受検申請書は、兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課、神戸県民センター県民交流室県民課、阪神南県民センター県民交流室県民運動課、阪神北県民局総務企画室地域振興課、東播磨県民局地域振興室県民課、北播磨県民局県民交流室県民課、中播磨県民センター県民交流室県民課、西播磨県民局県民交流室地域づくり課、但馬県民局地域政策室地域づくり課、丹波県民局県民交流室地域振興課及び淡路県民局県民交流室県民・商工労政課並びに協会において配布する。

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和44年労働省令第24号）第65条の規定により学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、その資格を証する書面

- (2) 提出期間
平成27年10月5日（月）から同月16日（金）まで。（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）
郵送による場合は平成27年10月16日（金）までの消印があるものに限り受け付ける。
- (3) 提出先
〒650-0011 神戸市中央区下山手通6丁目3番30号（兵庫勤労福祉センター 1F）
兵庫県職業能力開発協会
- (4) 手数料
ア 別表の受検手数料の欄に掲げる額を現金で納付すること。
なお、受検申請受付後は、いかなる理由があっても返還しない。
イ 学科試験又は実技試験の免除を受けようとする者は、当該試験に係る手数料の納付を要しない。

5 合格者の発表等

- (1) 技能検定合格者の発表
平成28年3月11日（金）に兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課及び協会において「平成27年度後期技能検定合格者名簿」を設置して行うほか、協会ホームページにおいて合格者の受検番号を公表することにより行う。
なお、電話による可否の回答は行わない。
- (2) 合格通知
技能検定合格者には兵庫県から、学科試験又は実技試験の一方のみ合格した者には協会から、平成28年3月11日（金）付けの書面でそれぞれ通知する。
- (3) 技能検定合格証書等の交付
特級、1級及び単一等級の技能検定合格者には厚生労働大臣名の合格証書を、2級及び3級の技能検定合格者には兵庫県知事名の合格証書を交付する。
このほか、厚生労働大臣から、合格した等級の技能士章が交付される。

6 受検についての問合せ先

- (1) 兵庫県産業労働部政策労働局能力開発課
電話（078）362-3369
- (2) 兵庫県職業能力開発協会
電話（078）371-2091

別表

（特級）

検定職種	学科試験日	受検手数料（円）	
		実技試験	学科試験
鋳造	平成28年1月31日（日）	17,900	3,100
金属熱処理			
機械加工			
放電加工			
金型製作			
金属プレス加工			
工場板金			
めっき			
仕上げ			
機械検査			
ダイカスト			

電子機器組立て			
電気機器組立て			
半導体製品製造			
プリント配線板製造			
自動販売機調整			
光学機器製造			
内燃機関組立て			
空気圧装置組立て			
油圧装置調整			
建設機械整備			
婦人子供服製造			
紳士服製造			
プラスチック成形			
パン製造			

(1級及び2級)

検定職種	作 業	学科試験日	受検手数料 (円)	
			実技試験	学科試験
機械検査	機械検査	平成28年1月24日 (日)	14,900	3,100
婦人子供服製造	婦人子供既製服パターンメイキング			
鍛造	プレス型鍛造		17,900	
ロープ加工	ロープ加工			
電気機器組立て	シーケンス制御			
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て			
菓子製造	洋菓子製造			
	和菓子製造			
配管	建築配管			
	プラント配管			
型枠施工	型枠工事			
ガラス施工	ガラス工事			
金属材料試験	機械試験			
	組織試験			
機械・プラント製図	機械製図手書き	平成28年1月31日 (日)	13,100	
	機械製図CAD			

金型製作	プレス金型製作		17,900
工場板金	機械板金		
	数値制御タレットパンチプレス板金		
自動販売機調整	自動販売機調整		
鉄道車両製造・整備	走行装置整備		
	鉄道車両点検・調整		
油圧装置調整	油圧装置調整		
農業機械整備	農業機械整備		
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工		
寝具製作	寝具製作		
紙器・段ボール箱製造	段ボール箱製造		
強化プラスチック成形	エポキシ樹脂積層防食		
	ビニルエステル樹脂積層防食		
石材施工	石材加工		
パン製造	パン製造		
酒造	清酒製造		
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事		
防水施工	塩化ビニル系シート防水工事		
印章彫刻	木口彫刻		
和裁	和服製作	平成28年2月7日(日)	13,100
電気製図	配電盤・制御盤製図		
半導体製品製造	集積回路チップ製造		17,900
	集積回路組立て		
プリント配線板製造	プリント配線板設計		
	プリント配線板製造		
空気圧装置組立て	空気圧装置組立て		
帆布製品製造	帆布製品製造		
建築大工	大工工事		
かわらぶき	かわらぶき		
鉄筋施工	鉄筋施工図作成		
	鉄筋組立て		

自動ドア施工	自動ドア施工		
塗装	鋼橋塗装		
工業包装	工業包装		
※プラスチック成形	射出成形	—	—

※平成27年度後期技能検定の学科試験は、実施されない。

(3級)

検定職種	作 業	学科試験日	受検手数料 (円)				
			実技試験	学科試験			
電気機器組立て	シーケンス制御	平成28年 1月24日 (日)	17,900 (11,900)	3,100			
内燃機関組立て	量産形内燃機関組立て						
配管	建築配管						
機械・プラント製図	機械製図手書き	平成28年 1月31日 (日)	13,100 (8,700)				
	機械製図CAD						
機械加工	普通旋盤				17,900 (11,900)		
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工						
造園	造園工事						
電子機器組立て	電子機器組立て						
家具製作	家具手加工				平成28年 2月 7日 (日)	13,100 (8,700)	
和裁	和服製作						
テクニカルイラストレーション	テクニカルイラストレーション手書き						
	テクニカルイラストレーションCAD						
電気製図	配電盤・制御盤製図	14,900 (9,900)					
機械検査	機械検査						
プリント配線板製造	プリント配線板設計	17,900 (11,900)					
	プリント配線板製造						
プラスチック成形	射出成形						
建築大工	大工工事						

(注) 受検手数料欄の () 内は、高等学校、専門学校等の在校生が受検する場合の手数料である。

(単一等級)

検定職種	作 業	学科試験日	受検手数料 (円)	
			実技試験	学科試験

エーエルシーパネル施工	エーエルシーパネル工事	平成28年1月31日(日)	17,900	3,100
電子回路接続	電子回路接続	平成28年2月7日(日)		



兵庫県告示第736号

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第15条第1項の規定により、平成27年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

平成27年9月1日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 試験日時
平成27年11月13日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所
神戸市中央区下山手通4丁目16番3号
兵庫県民会館 3階会議室 304
- 3 試験科目
 - (1) 砂利の採取に関する法令事項
 - (2) 砂利の採取に関する技術的な事項
- 4 受験手続
 - (1) 提出書類
 - ア 受験願書 1通
用紙は、兵庫県ホームページ（http://web.pref.hyogo.lg.jp/ie07/ie07_000000003.html）からダウンロードできるほか、兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課、県土整備部土木局河川整備課及び各県民局・県民センター商工労政担当課・土木事務所・尼崎港管理事務所・姫路港管理事務所並びに姫路市役所家島事務所にてダウンロードしたものを配布する。
 - イ 写真 1枚
縦11センチメートル、横9センチメートルの手札形とし、出願前6ヶ月以内に撮影した正面上半身脱帽像で、裏面に撮影年月日、氏名及び年齢を記入したものとする。
 - ウ 返信用封筒 1枚
定形封筒（長形3号、120ミリメートル×235ミリメートル）に82円分の切手を貼り、宛先を明記したもの。
 - (2) 受付期間
平成27年10月1日（木）から同月16日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで
なお、郵送の場合は簡易書留とし、平成27年10月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。
 - (3) 提出先
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班
 - (4) 手数料
7,600円相当の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り付けること。
なお、受験願書受付後の手数料は返還しない。
- 5 合格者の発表
平成27年11月末までに試験の結果を書面で各受験者に通知するとともに、工業振興課前の廊下に掲示する。
- 6 受験についての問合せ先
兵庫県産業労働部産業振興局工業振興課ものづくり支援班
電話 (078) 341-7711 内線2245
(078) 362-3334 (直通)



兵庫県告示第737号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成27年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

高柳土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	池 田 節 夫	養父市三宅64番地
同	橋 本 敏 朗	同 市八鹿町八木2786番地
同	川 見 信 之	同 市八鹿町八木2017番地
同	川 見 玲太郎	同 市八鹿町八木1212番地 2
同	太 田 豊	同 市八鹿町八木1226番地
同	内 田 卓 己	同 市八鹿町八木770番地
同	内 田 守 一	同 市八鹿町八木630番地
同	藤 原 詮	同 市八鹿町高柳1280番地
同	大 垣 保 夫	同 市八鹿町高柳1239番地
同	水 田 孝 司	同 市八鹿町高柳885番地
同	水 田 勇	同 市八鹿町高柳806番地
同	福 田 和 美	同 市八鹿町高柳1053番地 1
同	勝 地 貞 一	同 市八鹿町高柳623番地
同	福 田 美 儀	同 市八鹿町高柳2306番地
同	長 島 友 之	同 市八鹿町高柳254番地 2
監 事	中 島 庸之助	同 市八鹿町八木2005番地
同	水 田 美 夫	同 市八鹿町高柳794番地
同	福 井 悦 雄	同 市八鹿町高柳687番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	池 田 節 夫	養父市三宅64番地
同	橋 本 敏 朗	同 市八鹿町八木2786番地
同	川 見 信 之	同 市八鹿町八木2017番地
同	川 見 玲太郎	同 市八鹿町八木1212番地 2
同	太 田 豊	同 市八鹿町八木1226番地
同	内 田 卓 己	同 市八鹿町八木770番地
同	内 田 守 一	同 市八鹿町八木630番地
同	藤 原 詮	同 市八鹿町高柳1280番地
同	大 垣 保 夫	同 市八鹿町高柳1239番地
同	水 田 孝 司	同 市八鹿町高柳885番地
同	水 田 勇	同 市八鹿町高柳806番地
同	福 田 和 美	同 市八鹿町高柳1053番地 1
同	勝 地 貞 一	同 市八鹿町高柳623番地
同	福 田 美 儀	同 市八鹿町高柳2306番地
同	長 島 友 之	同 市八鹿町高柳254番地 2
監 事	中 島 庸之助	同 市八鹿町八木2005番地
同	水 田 美 夫	同 市八鹿町高柳794番地
同	福 井 悦 雄	同 市八鹿町高柳687番地

春日土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
-------	-----	-----

理 事	近 藤 寛 治	丹波市春日町野村1435番地
同	吉 見 利 久	同 市春日町小多利321番地
同	矢 野 勝	同 市春日町多利798番地
同	畑 逸 男	同 市春日町多利1791番地
同	和 田 祐太郎	同 市春日町多利2118番地
同	荻 野 秀 明	同 市春日町多田1683番地
同	足 立 勝	同 市春日町多田1187番地
同	荒 木 大 助	同 市春日町野上野470番地
同	義 積 和 章	同 市春日町野上野134番地
同	岡 田 吉 博	同 市春日町野上野2013番地
同	大 槻 邦 廣	同 市春日町野村677番地3
同	野 村 貞 夫	同 市春日町野村751番地1
同	武 知 孝 一	同 市春日町平松391番地
同	中 出 栄 二	同 市春日町黒井1844番地
同	河 津 寛	同 市春日町棚原311番地1
同	近 藤 忍	同 市春日町棚原1546番地
同	秋 山 睦	同 市春日町国領350番地
同	坂 木 吉 男	同 市春日町国領730番地2
同	近 藤 二 郎	同 市春日町東中1219番地
同	近 藤 猛 志	同 市春日町東中217番地1
同	柿 原 貞 美	同 市春日町中山1239番地
同	田 村 満 雄	同 市春日町中山89番地
監 事	上 山 修	同 市春日町野上野681番地1
同	荻 野 修 一	同 市春日町野村263番地2
同	細 見 芳 寛	同 市春日町国領1346番地

就任役員

役員の区分

	氏 名	住 所
理 事	三 井 淳 男	丹波市春日町多利1061番地2
同	矢 野 勝	同 市春日町多利798番地
同	和 田 祐太郎	同 市春日町多利2118番地
同	船 越 藤 三	同 市春日町多田1480番地
同	小 田 莊太郎	同 市春日町野上野501番地
同	義 積 敏 之	同 市春日町野上野346番地
同	荻 野 修 一	同 市春日町野村263番地2
同	荻 野 正	同 市春日町野村1455番地
同	上 山 富 規	同 市春日町平松586番地
同	谷 垣 稔	同 市春日町棚原1921番地
同	本 庄 猛	同 市春日町棚原710番地
同	秋 山 睦	同 市春日町国領350番地
同	荻 野 恭 三	同 市春日町中山593番地2
同	松 山 晶 次	同 市春日町東中1484番地
監 事	近 藤 道 廣	同 市春日町東中606番地1
同	由 良 進	同 市春日町小多利436番地

兵庫県告示第738号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第1項の規定により、次のように保安林の指定をする予定である。

平成27年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 保安林予定森林の所在場所
神戸市北区有馬町字道場山1551の1

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、神戸県民センター神戸農林振興事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。)



兵庫県告示第739号

平成27年度第3・四半期において保安林の皆伐による立木の伐採につき、森林法（昭和26年法律第249号）第34条第1項の許可をすべき皆伐の面積の限度は、次のとおりである。

平成27年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

森 林 計画区	単 位 区域名	範 囲 (市・郡・町)	単位区域内に存する皆伐を許される保安林面積 (ha)					備 考
			水源かん養保安林	土砂流出防備保安林	干害防備保安林	保健保安林	計	
加古川	神 崎 川	川辺郡一円	—	2.40	—	—	2.40	
	武 庫 川	三田市	213.72	1.04	—	—	214.76	
	神戸地区	神戸市	7.88	46.79	—	35.97	90.64	
	東播地区	西脇市 加西市 加東市 多可郡一円	524.19	107.56	—	10.98	642.73	
揖保川	中播地区	姫路市 神崎郡一円	716.76	132.74	—	52.94	902.44	姫路市(旧姫路市、旧飾磨郡家島町、同郡夢前町及び旧神崎郡香寺町の区域をいう。)
	揖 保 川	姫路市 たつの市 宍粟市 揖保郡一円	2,025.45	181.11	3.28	31.40	2,241.24	姫路市(旧宍粟郡安富町の区域をいう。) 宍粟市(旧宍粟郡山崎町、同郡一宮町及び同郡波賀町の区域をいう。) 干害防備保安林は宍粟市(旧宍粟郡一宮町に係る区域)に限る。
	千 種 川	相生市 赤穂市 宍粟市 赤穂郡一円 佐用郡一円	888.57	190.36	—	15.93	1,094.86	宍粟市(旧宍粟郡千種町の区域をいう。)
円山川	円 山 川 下 流	豊岡市	1,173.72	93.52	0.72	2.92	1,270.88	豊岡市(旧豊岡市、旧城崎郡城崎町、同郡日高町、旧出石郡出石町及び同郡但東町の区域をいう。) 干害防備保安林は旧城崎郡城崎町に係る区域に限る。
	矢 田 川	豊岡市 美方郡香美町	1,097.55	44.34	4.74	24.86	1,171.49	豊岡市(旧城崎郡竹野町の区域をいう。) 干害防備保安林は美方郡香美町(旧城崎郡香住町に係る区域)に限る。
	岸 田 川	美方郡新温泉町	561.98	31.64	—	1.42	595.04	
	南但地区	養父市 朝来市	1,581.46	215.30	—	47.04	1,843.80	
加古川	佐治川 ～篠山川	篠山市 丹波市	814.16	121.78	—	23.79	959.73	丹波市(旧氷上郡柏原町、同郡氷上町、同郡青垣町及び同郡山南町の区域をいう。)
	竹 田 川	丹波市	108.05	22.67	—	8.93	139.65	丹波市(旧氷上郡春日町及び同郡市島町の区域をいう。)
	淡路地区	洲本市 南あわじ市 淡路市	432.72	2.02	—	78.36	513.10	
合 計			10,146.21	1,193.27	8.74	334.54	11,682.76	



兵庫県告示第740号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成27年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
日清ヨーク株式会社関西工場
西脇市鹿野町124-5
工場長 間 仲 雅 利
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
日清ヨーク株式会社関西工場
西脇市鹿野町124-5
- (3) 特定施設に関する事項

種 類	2号口 洗浄施設		
能 力	35m ³ /時		
工 事 着 手 予 定 年 月 日	許可後		
工 事 完 成 予 定 年 月 日	着手後2週間		
使 用 開 始 予 定 年 月 日	完成後		
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間	0～24時間 3.75時間		
使用時間の季節的変動の概要	なし		
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	1.5～12.5	1～13
	生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	1,800以下	1,800
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単 位 mg/L)	2,000以下	2,000
	浮 遊 物 質 量 (単 位 mg/L)	100以下	100
	窒 素 含 有 量 (単 位 mg/L)	150以下	150
	リン 含 有 量 (単 位 mg/L)	20以下	20
	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物 (単 位 mg/L)	10以下	10
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (単 位 mg/L)	30以下	30	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)	6.25	13.75	

備考 既設特定施設の使用方法を変更するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成27年9月1日から同月24日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水大気課及び西脇市くらし安心部環境課



- (3) 代表者の氏名
和 田 実

公 告

大規模小売店舗の新設に関する届出

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、当該届出及びその関係書類を次のとおり縦覧に供する。

また、同法第8条第2項の規定により、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に、兵庫県に対し、意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成27年9月1日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 (仮称) ドラッグコスモス砥堀店
所在地 姫路市砥堀字中北野1224番地ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
名称 株式会社コスモス薬品
住所 福岡市博多区博多駅東二丁目10番1号
代表者の氏名 宇 野 正 晃
- 4 大規模小売店舗の新設をする日
平成28年4月13日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
1,701平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - (1) 駐車場の収容台数
75台
 - (2) 駐輪場の収容台数
30台
 - (3) 荷さばき施設の面積
40平方メートル
 - (4) 廃棄物等の保管施設の容量
13.5立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業を行う者の名称	開店時刻	閉店時刻
株式会社コスモス薬品	午前10時	午後9時45分

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前9時30分から午後10時まで
 - (3) 駐車場の自動車の出入口の数
入口1箇所、出口1箇所
 - (4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前6時から午後10時まで
- 8 届出年月日

平成27年8月12日

9 届出及びその関係書類の縦覧場所及び縦覧期間

(1) 縦覧場所

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び中播磨県民センター姫路土木事務所まちづくり建築第1課

(2) 縦覧期間

平成27年9月1日から4月間

10 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限

平成28年1月4日

(2) 提出先

兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第49号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、既に指定した施設に関し指定の取消しをしたので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部を次のように改正する。

平成27年9月1日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 武田 丈 蔵

1 老人ホームの表西宮市の項中

「

社会福祉法人 慈仁会 特別養護老人ホーム 山口苑	西宮市山口町下山口1203-1
社会福祉法人 和光会 軽費老人ホーム 一里山荘	西宮市一里山町14-23

」

を

「

社会福祉法人 慈仁会 特別養護老人ホーム 山口苑	西宮市山口町下山口1203-1
--------------------------	-----------------

」

に改める。